

2012年3月6日

東京地方裁判所 民事第2部E係 御中

## 意見陳述（要旨）

住 所

氏 名

田中 宏 

1 原告の一人として、意見陳述をする。私の略歴、著作、国会での参考人歴、裁判所に提出した意見書リストは、私の意見書（甲127号証）を参照されたい。

2 私の原体験は、1962～72年に勤務した留学生世話団体のアジア文化会館でのアジア人留学生との出会いである。1963（昭和38）年11月、千円札が「聖徳太子」から「伊藤博文」に変わった時、東南アジアからの華人留学生から「朝鮮民族の恨みをかけて射殺された伊藤博文を、今になって、なぜ登場させるのか。日本人の歴史認識はどうなっているのか。日々の生活でそれを使う在日コリアンのことを少しは考えたら」と言われた。

過去とどう向き合い、そこから未来をどう展望するかという問題の大きさを痛感した。

この裁判の原告になった理由もそこにある。

3 戦後の日本の原点はポツダム宣言の受諾である。ポツダム宣言が引用するカイロ宣言には「朝鮮人民の奴隷状態に留意し、やがて朝鮮を自由独立のものたらしむる」とあった。日韓併合の前史は、日清戦争戦勝（1895年4月）後の朝鮮王朝皇后閔妃殺害（同年10月）、日露戦争期の竹島編入（1905年2月）、日韓保護条約（同年11月）と続く。

日韓保護条約第1条には「日本国政府は在東京外務省に由り今後韓国の外国に対する関係及び事務を監理指揮すべく日本国の外交代表者及び領事は外国における韓国の臣民及び利益を保護すべし」とある。韓国併合条約（1910年8月）第1条には「韓国皇帝陛下は韓国全部に関する一切の統治権を完全且つ永久に日本国皇帝陛下に譲与す」とあり、従って、同条約の相手は、形式は韓国であるものの実質は日本と言うことになる。しかも、「完全且つ永久に」ということは、離婚しないとの条件付きの婚姻届にも例えられよう。要するに、容易ならざる「過去」という他ない。

- 4 日本の戦後処理に関する基本条約は対日平和条約（サンフランシスコ講和条約）であるが、その講和会議には、朝鮮からは南北いずれの政府も招請されず、別途、二国間で戦後処理することとなり、それが日韓基本条約（及び付属協定）である。対日平和条約の当事国とならなかった国との間では、中華民国との間に日華平和条約（1952年）、日ソ共同宣言（1956年）、そして日韓基本条約（1965年）が締結されるが、いずれにも歴史認識を示す文言は見当たらない。

しかし、ニクソン・ショックに象徴される米中和解の後に、ようやく成立した日中共同声明（1972年）には「日本国が戦争を通じて中国国民に重大な損害を与えた責任を痛感し、深く反省する」と、初めて歴史認識が盛り込まれた。その延長線上に、日朝平壤宣言（2002年）の「過去の植民地支配によって、朝鮮の人々に多大の損害と苦痛を与えたという歴史の事実を謙虚に受け止め、痛切な反省と心からのお詫びの気持ちを表明した」がある。東西冷戦の真最中では考えられないことである。

- 5 3次にわたる日韓会談文書公開請求訴訟を通じて、約6万頁の日韓会談文書は公開されたが、それでも黒塗り部分が多い。国は、日韓間の信

頼関係を損なうとか、今後の北朝鮮との外交交渉に支障をきたすというのが不開示の理由という。東西冷戦下での日韓会談文書は、かつての時代状況を映した「古証文」にすぎず、公開しても何ら支障はない。当時と現在とでは、状況は大きく変わっており、韓国もそうした認識のもとに2005年に全面公開したと考えられる。

以下、日韓法的地位協定及び日韓請求権協定について具体的に見てみたい。

- 6 日韓法的地位協定を受けた「入管特別法」(1966年)により、韓国国民は「協定永住」という資格を取得した。その結果、協定永住の取得の有無によって在日コリアンの中に東西冷戦の反映である38度線が持ち込まれた。

しかし、1991年制定の「入管特例法」では、南北朝鮮、台湾の出身者及びその子孫は、一括して「特別永住」者とされ、協定永住者もそこに吸収された。入管特例法の正式名は「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」であり、対日平和条約発効時に遡っている。

在日コリアンの日本国籍喪失については、憲法10条にいう日本国籍の得喪に関する法律主義に反するとの批判がある。

一方、日本の一部には、韓国側との合意のうえの国籍喪失だとの言説がある。しかし、韓国において公開された日韓会談文書には、「在日韓僑の国籍に関する協定要綱」があり、そこには国籍選択案が含まれており、前述の言説は否定された。

入管特例法の制定は、平和条約時にさかのぼることによって、日韓協定による在日コリアンに持ち込まれた「分断」は克服された。そのことは、入管特例法の制定によって入管特別法が廃止されたことに象徴されている。

7 日韓請求権協定には、両国間の請求権問題は「完全かつ最終的に解決された」とある。しかし、それは、東西冷戦下における「政治決着」にすぎず、その後もいくつかの問題が噴出し、日本政府もそれなりの対応をせざるを得なかった。すなわち、サハリン残留韓国人問題、在韓被爆者問題、在日戦傷軍属問題、そして「慰安婦」問題などである。なぜこうした問題が出たのか。外務省OBの須之部量三氏（故人、駐韓大使など歴任）は、「一連の戦後処理を考えると、日本の経済力が本当に復興する以前のことで、どうしても日本の負担を“値切る”ことに重点がかかっていた。今となって見ると、条約的、法的にはたしかに済んだけれども、何か釈然としない。不満が残ってしまう。日本の品格、あるいは“国徳”とでもいうべきものが、望まれながら出てこない」と語っている（外務省広報誌『外交フォーラム』1992年2月号）。沖縄密約に関する吉野文六氏（当時の外務省アメリカ局長）の証言と同じ外交官の“良心”がそこには見られよう。

8 日朝平壤宣言には、すでに請求権問題についての基本的枠組が明らかにされている。すなわち、前述の歴史認識を踏まえたうえで、日本側の北朝鮮側への経済協力について、その方式などについてかなり踏み込んだ表現がとられている。無償資金協力、低利の長期借款、ここまでは日韓協定と同じであるが、その上に「国際機関を通じた人道主義的支援などの経済協力」が掲げられ、さらに「民間経済活動を支援する見地から国際協力銀行等による融資、信用供与等が実施される」となっている。そして、財産、請求権に関しては、日韓協定とは異なって、相互に放棄することもうたわれている。

従って、40数年前の東西冷戦時代の日韓会談文書を公開しても、北朝鮮との交渉に今さら何らかの支障が生ずるとは到底考えられない。

9 一方、韓国では、日韓協定のもつ「不完全」性を踏まえ、さまざまな

取組みが進んでいる。その一つが2005年の日韓会談文書の全面公開であり、また、①日帝下の日本軍慰安婦に対する生活安定支援法（1993年）、②日帝強占下強制動員被害真相究明特別法（2004年）、③太平洋戦争前後国外強制動員犠牲者支援法（2007年）等を制定し、過去の問題と真剣にむきあおうとしている。

10 日本人は、臭いものに蓋をする、過去を水に流す、ということをよく口にする。日本留学の経験をもつ中国の周恩来総理は、田中角栄首相の歓迎晩餐会でのあいさつで、「前事不忘、後事之師（過去を忘れず、将来の戒めとする）」、との言葉を使った。日本の同盟国だった西独のワイツゼッカー大統領は、戦後40周年の記念演説で「過去に目を閉ざす者は、結局のところ現在にも盲目となります」と説いた。

「30年ルール」をはるかに超えても日韓会談文書を公開しないことの不毛さをこそ知るべきだと思う。司法府に期待するところ大である由縁である。